

政令第二百八十号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「令和二年四月一日から同年九月三〇日まで」を「令和二年一〇月一日から令和三年三月三十一日まで」に、「二六八、八〇〇トン」を「二四四、〇〇〇トン」に改める。

附 則

この政令は、令和二年十月一日から施行する。